

マネージメント・レター No.261
東北地方太平洋沖地震の寄附金

平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖を震源とした国内観測史上最大といわれる地震が起きてしまいました。今もなお、この地震の影響に因るとみられる余震や、近郊地域に地震がおき、かつ福島県の原子力発電所の動向に注目が集まっております。復興を含め今後長期的に報道等がされると思いますが、この地震に対する寄附金についての税制関係が財務省から平成 23 年 3 月 15 日に報道発表しております。以下全文抜粋

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震等に係る指定寄附金の指定について」

今般の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、中央共同募金会が募集する NPO 法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を「指定寄附金」に指定する旨の告示を行います。「指定寄附金」に指定されると、その寄附金については、次の税制上の優遇措置を受けられます。

①個人 — 寄附金控除の対象となる

(所得金額の 40% 又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から 2 千円を控除した金額を所得から控除する。)

②法人 — 全額が損金算入の対象となるという内容です。

又、国税庁においても、「災害に関して寄附する場合、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は国等に対する寄附金に該当するものとして取り扱う」とされています。(平成 23 年 3 月 15 日)

募金詐欺など折角の善意を逆にとるものもあるようですので、寄附や義援金を支出する場合は、しっかりと情報収集して現金書留や振込をした場合であっても領収書を発行してもらい、税務上の優遇税制を受けられる団体等に該当することが大事になります。

(※平成 23 年 3 月 22 日記載。以降、報道発表等本文に追加・削除等がある場合この限りではありません。)

 **今月のワンポイント** 

懐中電灯・ラジオ・飲料水・非常食・・・等々 非常時に備えて置きたいものをすでに準備されている方も多いと思います。手回し充電ができる LED ライトで、ラジオが聴けて、携帯電話も充電できる便利なものもあるようです。災害に備えてどんな準備をしておくのか、避難場所はどこか、家族との連絡方法など、今だからこそ 家族で、職場で話し合っておくと“心の準備”もできてくると思います。

